

茨城県の農林漁業者の皆様へ

- 震災前の借入金
の対応
- 事業再開のための
資金調達



にかかるとご相談に応じます。

対象者



東日本大震災被災地域に拠点を
構える事業者の方

(被災地域の詳細につきましては、裏面をご覧ください)

支援期間



最長15年

東日本大震災事業者再生支援機構(お問い合わせ先)

仙台本店 業務部 ☎ 022-393-8550

住所:宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 第一生命タワービル19F

東京本部 業務部 ☎ 03-6268-0180

住所:東京都千代田区丸の内2-2-2 丸の内三井ビルディング10F

ホームページ <http://www.shien-kiko.co.jp/>

1. 会社概要

震災支援機構(正式名称 東日本大震災事業者再生支援機構)は、震災の影響により、事業の継続が困難となっている事業者を支援するために本年3月、国により設立された会社です。

被災地域でお困りの事業者の方は、お気軽に裏面相談窓口までご連絡ください。

2. 東日本大震災事業者再生支援機構法 対象地域

北海道^{※1}、青森県^{※2}、岩手県、宮城県、福島県、茨城県を含む14都道県

(※1 鹿部町、八雲町、広尾町、浜中町、※2 八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町)

参考 支援の流れ ～想定ケース～

□ 例えば、震災の前に、3000万円、銀行から借入がある農業者A氏を想定します。

震災によって加工施設が全壊。3000万円の借入れが残ってしまった。
加工施設を再建するには、5000万円の新たな借入れが必要。

二重債務
8,000万円

融資を受けられるのか？
過去の借入れはどうなるのか？
合計で8000万円も 返済できるのか？

(A)事業再生計画づくり支援

- ・まず、農業者の方の今後の事業計画づくりの段階からお手伝いします。
- ・計画の中で、再生を果たすためには、どの程度の借入れの整理等が必要かも調べます

(D)事業再生支援

事業計画が遂行するように専門家を派遣します。

(B)旧債務整理・調整

(A)の結果に基づいて、例えば

- ・震災支援機構は銀行から旧債務3,000万円を時価(通常3,000万円を下回ります)で買い取ります。
- ・震災支援機構は買取った債権の返済条件等を変更して返済負担を軽減させます。

(C)新しい資金供給(追加融資等)
地元銀行は、農業者の今後の事業計画が明らかになり、返済負担も軽減するので、加工場再建に必要な融資(5,000万円)を行うことができるようになります。

